

在留資格の取得

日本で生まれ、日本国籍を持たない赤ちゃんが日本に在留する場合は、生まれた日から 30 日以内に所轄の出入国在留管理局に申請して、在留資格取得の手続きをする必要があります。

ただし、60 日以内に出国する場合は、必要ありません。

パスポートを未取得の場合でも申請してください。

例：外国人夫婦に子どもが生まれたときなど

○必要書類

それぞれの在留資格と在留状況により、提出書類が異なります。

問い合わせ先

大阪出入国在留管理局神戸支局

(神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎)

078-391-6377